慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ラテン・アメリカにおける軍隊の政治的役割
Sub Title	Political role of the armed forces in Latin America
Author	賀川, 俊彦(Kagawa, Toshihiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.3 (1961. 3) ,p.30- 53
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610315-0030

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ラテン・アメリカにおける軍隊の政治的役割

賀川俊彦

一　序　説
二　歴史的考察
三　制度的考察
四　機能的考察
五　結　語

一　序　説

"Covenants without swords are but words."(1)

ホッブスは政治學における基本的な、しかも、まつたく威壓ある眞理の一つを疾くから説いた。あらゆる社會組織の根底に横たわる「物理的な力」、ないし「制裁力」、それは權力を創造するものではないが、權力を支えるものとして、對内的には叛亂を押さえ、對外的には敵を征し、秩序を維持してきた。

國家の統一は「社會の一般大衆から隔離されて設けられた特殊集團――特殊訓練を受け、特殊觀念に立脚し、特殊な法の

下に、特殊な榮譽を誇りとする軍隊――通常は國王の軍隊――によつてとり行われてきた」[2]のであつて、「劍」を持つ軍隊こそはホッブス云うところの「契約」を完成させ保障するものであり、「制裁力」を加えうる最終的制度的集團であると解釋しえよう。

軍隊および軍部が近代的な形態を整えて出現して以來、その存在價値についてとりわけ多くの論議が鬪わされてきているが、「武裝し訓練された集團は、その本質において自由にとつて危險な存在である。と同時に、訓練されざる集團、それは社會にとつて破壞的なものだ」[3]というエドマンド・バークの言葉は充分咀嚼するに價する。訓練されざる集團は、その存在目的にとつては害あつて益なきものと云わねばならぬ。では、「訓練された集團」として存在理由は認められるとしても、この集團の指導者は國家の元首に對して絶對的服從を誓わねばならないであろうか。もし、そうならば、これは國內的には專制政治に、對外的には不法な侵略に道を開く。もし、そうでなければ、また、かりに軍部指導者が獨自の判斷から決定する權利をもつものとすれば、これまた軍事獨裁制や國內戰爭に道を委ねることになろう。

過去にさかのぼる一世紀間の出來事は、このことが抽象的なことでもなければ單にアカデミックな研究對象でないことを如實に示している。

さて、ラテン・アメリカの統治狀況を考察する場合、不幸にもバークが多少ためらいながらも豫測した最惡の事態が引續いていたわけであるが、そのためこの地域における歷史の大部分は軍部ならびに軍隊に關する記述であり、軍對軍、文民對軍部の紛糾によつて埋められていたと云つても差し支えない。特に、これら諸國の獨立に始まる十九世紀史は實質的に軍隊の歷史であつた。今世紀に入つて、漸くこの傳統的態勢に崩壞の萌しが見られ、軍本來の姿であるプロフェショナリズムに向つて變革が行われると同時に、政治における文民の擡頭が期待されたのであるが、二つの大戰を挾んでラテン・アメリカ諸國內外の情勢、とりわけ一九三〇年代からの經濟的社會的制度的變革は、軍部の政治的復活をも含むダイナミックな政治

的變化をもたらし今日に及んでいる。

このような狀況にあるラテン・アメリカを研究するのに、これまで、この地域の軍部ならびに軍隊の政治的役割を對象とした制度的研究はおろか、何ら實質的體系的研究が進められなかつたことはむしろ意外とせざるをえない。植民地的從屬性から未だ完全には脱却せず、政治構造の安定性に乏しい諸國にあり、とりわけ變動の激しいこの研究對象には、なかなか把握し難い、近づき難いものがある。この意味において、先般、米國對外關係委員會が出版した「ラテン・アメリカ諸國の軍部と政治」[4]はわれわれが軍部の歴史的變革過程を分析する上において確かに貴重な資料を提供するものであつた。しかし、本書の究極の研究目標が、米合衆國の對ラテン・アメリカ軍事援助の効果、ならびにそれによつて、期待しうる反應の測定に置かれているので、結局、合衆國との利害關係を中心としたプラグマティズムの枠を越えるものでないところに遺憾の念を覺える。

筆者は、かねてから表題のもとに、ラテン・アメリカに隱されてきた何らかの政治的理性を把握しようと、企圖していたのであるが、本書の發刊を機に、ひとまず稿を纒めてみることにした。はじめに、一般的理解を兼ねて傾向的思考を軍隊の歴史的變革の潮流に求め、ついで制度的、機能的な軍隊の諸斷面の考察から、ラテン・アメリカのダイナミックな政治過程に占める軍隊の地位と役割との動態的把握に努めてみる。

（1）Thomas Hobbes, Leviatham, ed. Michael Oakeshott, Oxford, 1952, p. 109.
（2）William Windham, qu. C. M. Clode, The Military Forces of the Crown, 1869, vol. II, p. 36.
（3）Edmund Burk, Speech on the Army Estimates, 1790. Collected Works, 1823, vol. V, p. 16.
（4）Edwin Lieuwen, Arms and Politics in Latin America, 1960, 296 pp.

二　歴史的考察

ラテン・アメリカ諸國におけるミリタリズムの發生は、形式上、植民地體制が崩壞して獨立共和國が誕生した時點に求めねばならない。(1)

その動機の一つは、云うまでもなく、獨立戰爭における軍隊の役割であつた。長期間にわたる破壞的な戰鬪が終つた時、獨立と交換したものは社會的混亂と無秩序であつた。(2) こうした事態にあつて、諸國の政治的凝集力を期待するに足る唯一の組織は軍隊であつた。これは、また、植民地時代から引き續き政治的影響力をもつていた教會勢力に對抗し、破壞しえた唯一のものでもあつた。

いま一つの重要な動機は、スペインの植民地體制そのものが、文民—軍部兩勢力を分離するという傳統をもたなかつたことである。(3) 植民地軍隊は通常の法の上におかれた貴族的カスト的特權を有し、植民地政府における軍部が文民に優越することはもちろん、行政機關のほとんどすべては軍部によつて代行されていた。このことは、母國スペインに傳統的なミリタリズムに照應するならば容易に納得しうるものがある。

また、諸國の獨立期におけるこうした二つの動機の他に、これはまたスペイン國王自身が無意識的に準備した行政上の、注目に價する一つの失敗があつた。植民地軍は本來、國王の直轄下にあり、軍人はすべてペニンスラルド（半島人——イベリヤ半島から渡來した、云わば內地人）によつて構成されていた。しかし、スペイン國王、チャールス三世は一七六〇年代に帝國植民地の治安維持强化と軍事行政費削減のため軍隊の改革を圖り、新たにクリオーリョ階級の子弟に軍歷への道を開くとともに、現地調達による植民地軍を編成した。(4) このため、選ばれたクリオーリョの青年たちは士官學校での教育過程を經れば直ちに尉官に任命され、同時に、植民地における特權階級の列に加えられることになつた。一八一〇—二五年にかけての獨立戰爭では、こうしたスペイン政府軍に訓練されたクリオーリョの將校團が中核となり、これに指導された植民地軍、ならびに民兵が充分な規模と裝備をもつて戰鬪の第一線に戰つたのである。「ラテン・アメリカのリベルタドール」と云われるシ

モン・ボリヴァールやホセ・デ・サン・マルチンらのごとき功績ある革命軍指導者らは、いずれもスペイン軍に訓練されたクリオーリョであつた。この事實が獨立革命に、そしてミリタリズムの出現に本質的衝動となつていることは見逃せない。

獨立が達成されてから、革命軍指導者らは王權の失墜によつて生じた政治的空白の中に容易に、また自然に動いた。新國家をヨーロッパ列强諸國によるレコンキスタ（再征服の意）から防衛するという本來の軍事的使命が無意味になり非現實的になるにつれて、超軍事的政治的機能を身につけるようになり、與えられた制度的權益を守ることを決心したのである。

こうして、ラテン・アメリカのミリタリズム――軍事獨裁制は諸共和國の獨立と同時に出現した。だが、軍部を、そして國家を背負つて立つべき革命軍指導者たちは、畢竟、有能な職業軍人ではあつても、有能な政治家とはなりえなかつた。かれらは安定し永續性ある政治體制を作りえず、一八三〇年頃までに政界から消えた。このことは、ボリヴァールをはじめとした職業的ミリタントの性格に基因するものと考えられる。[5] シモン・ボリヴァールをはじめとする獨立革命の指導者らは植民地クリオーリョの中でも比較的に社會的、經濟的に、また知的にも惠まれて育ち、スペイン政府軍に入つてからは特權階級として優遇されていた。資產あるクリオーリョ出身の將校らは一般に、獨立革命以前には生涯を兵營の窮屈な生活に投ずることも政治生活に賭けることも好まず、退役後はむしろ政治的責任を避けて自己の所有するアシエンダ（莊園）に引退する傾向があつた。ボリヴァールの場合、たまたま革命の指導的大役を果したものの、かれの政治感覺は貴族的理想主義的なものであつて、到底、混亂と無秩序に徹した獨立後の狀態に適するものではなかつた。[6] むしろ逆に、社會的、經濟的に打ちひしがれていた階級出身の、機敏な野心的な連中にとつて、舊體制の專斷的束縛を切り拔け、土地貴族や教會によつて享有されていた權力、財產、ならびに社會的威信を獲得するに絕好機であつたわけである。獨立後、理想主義的軍人政治家にとつて代つたのは、こうした軍隊經歷のない、せいぜい獨立戰爭に紛れこんだ志願兵上りの地方出身者カウディーリョたちであつた。ラテン・アメリカ的ミリタリズムの初期に現れたもつとも特徵的なものが、ここに出現したカウディリスモ（統領

主義）である。「カウディーリョは軍隊を創つた。しかし、軍隊はカウディーリョを創らなかつた。」[7] ラテン・アメリカ特有のペルソナリスモ（個人的信頼主義）に煽らされた地方的カウディーリョは、社會的混亂に紛れて多くの場合匪賊行爲を犯しながら次第に中央政權に近接したのである。この點、「訓練されざる集團、それは社會にとつて破壞的なものだ」とのバークの言葉は、まさにラテン・アメリカの長い混亂と無秩序の時代が實證するものであつた。

しかし、この匪賊的カウディーリョも、やがて「カウディーリョ主義はスペイン系アメリカの政治畑に咲いた特徴ある草花であつた……それは政治概念ではなくして心理的な一型であつた」[8] と親しまれるまでに定型的なものに變つてきた。まず、地方における戰鬪的ミリタントであり、先天的に野心的な「馬上の人」は「ヘンテ」と呼ばれる私兵を從え、カウディーリョ・デ・パゴ（出生地の意）となる。近隣に勢力を擴大し、地域的統領となり、カウディーリョ・ナシオナルとして中央政權に挑戰し、クーデターによつて大統領の地位を奪う。[9] あるカウディーリョは冷酷無比な專制君主となり、ある者は公共事業や國民の福祉に眞劍に沒頭した英邁な溫情溢るる愛國的改革者であつた。こうした獨裁者に過去の學歷とか經歷は問われなかつた。何故なら、アルゼンチンの哲學者、アルベルディによれば「十年間の統治生活は正規に政治・行政教育を受けるのと同等價値がある」[10] のだから。

カウディリスモに基づく軍事獨裁は、國民大衆の貧困と無知、人種のルツボと云われる多樣的人種構成、支配と被支配階級間に深い斷層のあるカスト社會といつた秩序の維持を困難ならしめる社會的經濟的背景、それに、何としても植民地體制の遺產である軍人自體の權威主義的傾向に支えられ、革命―獨裁―無秩序のいつ果てるとも知れぬ循環を繰返しながら十九世紀末期まで引き續いたのである。

しかし、十九世紀中、最盛期を誇つたカウディーリョ・ミリタリズムにも、ついにその傳統的體制からの離脫を決意しなければならぬ時機がつぎつぎに訪れた。十九世紀末頃からヨーロッパからの移民、資本、それに革新的技術がラテン・アメ

リカに流入し、そこに社會的經濟的體制に多分の變化をもたらしたことは、政治的にも大きな轉換を必然ならしめた。カウディーリョ獨裁制は早くはアルゼンチンの一八六〇年、ウルグァイは一八九〇年、それにチリー、メキシコが續いて徐々にその存在が薄れたかの徴候を示している。だが、ここには軍部に對する外壓と同時に、その對應として、軍部内に起つたプロフェショナリズムの動きがさらに軍隊の轉換を推進したことを見逃してはならない。

プロフェショナリズム――職業化運動はそれまでの私兵的段階における軍の無秩序や特權をかさに着ての不法行爲に對する反應でもあつたが、主として近代的再武裝化の所產であつたと云える。これは、第一に、士官集團のそれまでの政治的關心が新しい軍事機能に向けられたこと、第二に、私兵的軍隊の國軍としての再編成ならびに再武裝、第三に、國家の防衛とは別に國内の秩序維持という「合法的」軍事義務が確立されたことなどによると思われる。こうして生れたプロフェショナリズムをさらに推進し、軍部内におけるこの傾向を決定的ならしめたのが、まず、チリーが一八八五年に招聘したドイツ軍事顧問團であつた。かれらはチリー軍の裝備はもちろん、陸軍士官學校の入學資格を刷新の手初めに、陸軍大學を創設し、さらに參謀本部を新設するなどその制度的機構にいたるまで徹底的にプロシャ的に再編成した。[11] こうして驚異的短時日の中にチリー軍が强化されるや、これに刺戟されたアルゼンチン、ウルグァイ、ボリヴィア（一八九九年）、コロンビア、ヴェネズェラ、パラグァイ、エル・サルヴァドール（一九〇五年）などの諸國がこれに倣つた。また、フランス軍事顧問團も一九世紀末までにブラジル、エクアドル、ペルー、グァテマラの諸國に招かれている。[12]

諸國軍隊のミリタリズムからプロフェショナリズムへの移行は、これまでの軍部の制度的性格を一變せしめるとともに、文民政治家の擡頭を促した。かれらポリティコスは軍隊を非政治的專門集團に轉換せしめ、國内秩序の維持と國家の對外的防衛の二つの「合法的」軍事機能に絞ることにはじめて專念することができたのである。ここに、文民―軍部二勢力の變化を不可避的な歷史的進化の法則であると斷じたフランシスコ・ガルシーヤ・カルデロンの次の意見は注目に價する。

「われわれは常に二つの時代の相關を見出す。その一つは軍部の時代であり、いま一つは產業發展の、あるいは文民の時代である。獨立が實現して、すべての共和國にミリタリズムが樹立された。だが、いつか必らず、軍部カストは政權から退けられ、あるいは暴力を伴なわずに政權を讓つて、經濟關係者が優越する時がくる。その時こそ、政治は『文民主義』によつて支配されるのだ。」(13)

ラテン・アメリカは、獨立してはじめて平和な一時代を生んだ。たしかに、その何よりの好例は、一八二五—八三年間に五回の地域的國際戰爭が起つているのに、その後は一九三二年のチャコ紛爭まで、およそ半世紀間、一度もそれがなかつたことが擧げられる。平和は、少くとも部分的に、ミリタリズムの衰頽とプロフェショナリズムの擡頭の所產であつた。

しかし、カルデロンの斷定が餘りに單純であつたのか、それとも時期尙早であつたのかは別として、諸國軍隊のプロフェショナリズムは軍部の政治干涉を麻痺させることにはならなかつた。一九三〇年以降は再びミリタリズムが復活した徵候を見せている。大恐慌は文民支配階級と政權を再び狙うものとの間の爭いを銳く對決させた。軍部は變革の擁護者として起ち上つた。こうした事態のもとで左翼からの脅威に直面した多くの諸國の、文民大統領の中には、軍部の改革者に道を讓り、この保守的軍事獨裁によつて武力による傳統的體制の維持を圖ろうとしたものが續出した。(14) この傾向は時期的にこそ異なれ軍部の社會的危機における役割には共通の型を見出すことができる。

恐慌のはじまつた一九三〇年から今日までの三〇年間大ざつぱにつぎの三つに分けることができよう。まず、最初は一九三〇年から第二次世界大戰終結までの時代で、社會的不安と反革命が續いたが、この間、一擧に頽勢を挽回しようと努めたミリタリズムの挑戰は概して不成功に終つている。第二期は第二次大戰後からの約一〇年間で舊體制と社會改革の兩前線間に新たな革命による循環が行われた。この間、文民の新指導者の進出が顯著であるが、ファン・ペロンの如き典型的軍事獨裁者が現われたのもこの一時期であつた。そして、最後に、だいたい一九四七年頃以降の第三期に入る。近年、社會改革の

歩みはその速度を弛めたり、あるいは逡巡する傾向が目立つてきたが、同時に抑壓的な獨裁制のいくつかが驅逐されたことに注目させられる。要するに、前期に盛り上つた反動と反革命の高潮が、相互の波頭を鎭めあうという現象が最近の特徴と云えよう。この間、軍部は概して對立する双方に加擔しており、ここにラテン・アメリカのミリタリズムにおける新局面を見出すことができるようだ。だが、第二次大戰後の第二、第三期は、各國のますます複雜化する經濟的社會的文脈に紛れて軍部の動きにも多樣性が見られる。ここでは、歴史的變革過程の考察からは一般的な傾向を知ることだけに止め、さらに制度的機能的考察に入ることにしよう。

（1）　正確に云えば、ポルトガル系アメリカのブラジルだけはスペイン系アメリカ諸國と獨立の經緯を異にし、ポルトガル王系を率いた新皇帝が當時の政治機構をそのまま存續させたので獨立の混亂にさいして軍の介入は殆んどなかつた。

（2）　Hubert Herring, A History of Latin America, 1954, p. 296.

（3）　Edit. by Harold Eugene Davis, Government and Politics in Latin America, 1958, p. 153.

（4）　Alfred Barnaby Thomas, Latin America A History, 1956, pp. 172–3.

（5）　精神病理學における價値剝奪（deprivation）と價値附與（indulgence）の相關關係をあてはめるならば、明確に理解できよう。

（6）　Giullermo A. Sherwell, Simón Bolivar, 1951, p. 225.

（7）　William W. Pierson and Federico G. Gil, Governments of Latin America, 1957, p. 139.

（8）　Jesús de Galíndez, Las Americas, 1954, p. 199.

（9）　W. W. Pierson and F. G. Gil, op. cit., p. 139.

（10）　Ibid., p. 136.

（11）　H. E. Davis, op. cit., p. 154.

（12）　Edwin Lieuwen, op. cit., pp. 32–3.

（13）　F. Garcia Calderón, Latin America; Its Rise and Progress, 1913, p. 86.

（14）　Edwin Lieuwen, op. cit., p. 59.

三　制度的考察

アルゼンチン共和國憲法第八六條は、大統領の權能の一部として軍隊の統帥權を規定している。

第八六條

一五項　大統領ハ全陸海軍ノ最高司令長官テアル

一六項　大統領ハ國ノ軍職ヲ整備シ、元老院ノ同意ヲ得テ軍隊ノ上級將校ノ任命マタハ進級ヲ行イ、且ツ自ラ戰場ニ於テコレヲ行使スルコト

一七項　大統領ハ軍ヲ統帥シ、且ツ國ノ必要ニ應シテ軍ノ編成及ビ配置ヲ監督スルコト(1)

大統領が軍隊の最高指揮官であり、軍職の任命權と同時に軍の統帥權をもつものであることは、他のラテン・アメリカ諸國、アメリカ合衆國、およびその他の大統領制に共通であつて、こと條文に關して異なるところはない。しかし、過去におけるラテン・アメリカ諸國の實態には、憲法規定にみられる外見に較べて、餘りにも甚しい隔りがあつたことに、まずもつて注目する必要がある。

カウディーリョ時代の軍隊、それは國軍と云うより地方的軍閥の表現の方がより正しい。カウディーリョ大統領の軍隊も、したがつて大統領自身の私兵であり、また、軍閥を統一化集團化したものであつた。「カウディーリョは軍隊を創るが、軍隊はカウディーリョを創らなかつた」の言葉通りに、じつさい、實權ある者のみが軍閥を統一して最高の國家的地位にある大統領となることができた。

大統領は統治上の全權限を獨占する。すべての機關は de jure によるのではなく、de facto により大統領に從屬する。必然的に、大統領は專制的になり、統帥權を濫用して自己の競爭者や反對者の撲滅を企る。議員は國民によつて選擧される

にしても、政府は軍隊を出動させて選擧運動に干渉させ、投票結果を誤魔化して正當な國民意志の發現を妨害する。さらに、大統領が軍隊の統帥權を利用して、自己の保全に努めることを容易ならしめる規定が存在したことも見逃してはならない。大統領は國家緊急權の發動により、簡單に戒嚴令（Estado de sitio）を布告しうる權限が與えられている點である。

アルゼンチン連邦共和國憲法第二三條

コノ憲法ノ施行及ビコノ憲法ニヨリ創設サレタ官憲ノ職務ノ執行ヲ危クスル外國ノ攻擊若シクハ國內ノ動亂ニ際シ、秩序ノ混亂ガ存在シテイル州又ハ領土ニ於テハ、憲法上ノ保障ガ停止サレ、戒嚴令ガ宣告サレル。但シ、コノ停止期間中ニ、共和國大統領ハ自ラ有罪ヲ宣告シ刑罰ヲ科スルコトガデキナイ。コノ場合、大統領ノ權限ハ、個人ニ關シテハ、モシソノ者ガアルゼンチン領土ヲ退去スルコトヲ欲シナカツタトキ、ソノ者ヲ逮捕シ、若シクハ一地點カラ他ノ地點ヘ輸送スルコトニ限ラレルモノトスル。(2)

同　第八六條一九項

大統領ハ、外國軍隊ノ侵入ニ際シ、共和國ノ一地點又ハ數地點ニ於テ一定ノ期間ニ限リ、元老院ノ同意ヲモツテ、戒嚴令ヲ宣告スルコト。但シ、國內叛亂ノ場合ニハ、連邦議會ニソレラノ權限ガ屬スルタメ、大統領ハ連邦議會ノ休會中ニ限リ、當該權限ヲ有スル。大統領ハ、第二三條ニヨリ定メラレタル範圍內デ、コレラノ權限ヲ行使スル。(3)

以上がアルゼンチンの現行憲法（一九五七年）における戒嚴令に關する規定であつて、他のラテン・アメリカ諸國もほとんどこれに準ずるものとみて差し支えない。ただし、この地域特有の獨裁と革命による政治體制は容易に憲法規定を改變するので、國により多少の差はある。アルゼンチンの場合も、ペロンが制定した一九四九年憲法では、上述の戒嚴令の他に豫防警戒狀態（Estado de prevención y alerma）を宣する權限が大統領に認められている。

すなわち、前掲第二三條（一九四九年憲法では第三四條）の條文に續いて、

住民ノ生活ノ正常ナ進行アルイハ主要ナ活動ヲ脅スオソレアル公秩序ノ混亂ガアル場合ニ於テモ同樣ニ、非常事態ノ宣言ガナシウル。法律ハ、當該措置ノ法的効果ヲ定立スル。但シ、コレハ憲法上ノ保障ヲ停止スルコトナク、必要トサレル限度ニ於テ暫定的ニソレラヲ制限ス

ルモノトスル。コノ場合、個人ニ關シテ大統領ノ權限ハ、ソノ者ヲ三〇日ヲ越エナイ期間拘留シ、マタ領土内ノ一地點カラ他ノ地點ヘ移轉スルコトニ制限サレル。(4)

同第八六條一九項（一九四九年憲法では第八三條一九項）の三節として、

住民ノ生活上ノ正常ナ進行マタハ主要ナ活動ヲ脅スオソレノアル公秩序ノ侵害ニ際シテモ、國内ノ一地點マタハ數地點ニ一定期間ニ限リ、非常事態ヲ宣言シ、且ツ連邦議會ヘ報告スルコト。(5)

この豫防警戒狀態を宣言することによつて、ペロンは地位の安全をより一層期待したのであつたが、こうした措置は多かれ少かれ、どのラテン・アメリカ國にも見受けられる。たとえば、ブラジル憲法第八七條一三項は大統領に戒嚴令を宣することを認める(6)だけでなく、第二〇六條から二一四條にかけて、その期間中、市民の逮捕、通信の檢閲、集會・結社の自由の停止など一連の措置をとることも認めている。(7) さらに、この戒嚴令を宣言するか否かの裁量も大統領に屬する。

憲法に規定された統帥權、任命權、國家緊急權などは、ことごとく、大統領が專制的權力を押し進めるとともに、その地位の保全のために利用された。だが、ラテン・アメリカの場合、こうした權力の集中は、「力」の背景ある者にとつてのみ極めて有効なものではあつたが、「力」をもたぬ者には何ら効果あるものではなかつた。

かりに軍隊の支持する革命によつて文民大統領が生れたとしよう。かれは軍の統帥權、任命權を握つており、その編成や配置を變更する權限も有するはずである。だが、じつさいには、この革命政權の改革活動は非軍事的事項に限定されざるをえない。軍部内に事實上の權力を有する大統領の場合のみ、法律上の權力も効力を發するのであつて、軍部に實權をもたぬ大統領は、こと軍隊に關する限り、法律的權限も無意味であるばかりか、政治的紛爭の最終的調停者としての軍の役割を改變することさえ認められない。また、憲法上の諸權利が侵害された時、軍事干渉を必要とする時を決定する裁量權も、大統領や議會よりも軍隊自體の把握するところとなつている。したがつて、こうした大統領は早晩、短命の中に政權を讓らねば

ならぬ運命にある。

要するに、ラテン・アメリカ諸國憲法は軍事獨裁者には權力の集中をますます有効に認めるが、文民大統領には「法あつてなき」ものに等しかつた。じつさい、軍隊の歸趨そのものが「大統領を作り、あるいは大統領を驅逐した」[8]のである。

こうした現實の事態は、形式的にはともかく、軍隊が常に法の上に保たれていることを意味する。じつさい、「軍隊の機能は國家によつてかれらに委任されているのか」、あるいは「軍隊は憲法規定とは別個の權利と機能を、先天的に、また永久に、保有しているのか」[9]という問題が眞劍に討議されてきた。これに對して、ラテン・アメリカ諸國のほとんどの軍隊は、軍事事項に關しては完全な自治權があることを主張し、また政治問題については、僅か二、三ヵ國の例外を除いて、政府を隨意に變革する先天的權利をもつものであることを斷言して憚らない。

こうして、外見的に立憲主義を裝い、民主主義的體裁に隱されたラテン・アメリカの獨裁制は、もつぱらその「制裁力」の根源である軍隊に死活權が握られていたのである。

一方、軍隊の內部的統制ないし、その性格はどうであつたろうか。もちろん、軍隊における上官の命令に下級者は絕對服從を誓わねばならない。命令に違反し、あるいは軍事法典に違反した罪を犯す者は軍事裁判に附される[10]。

しかし、ラテン・アメリカでは外形ほどの嚴格さを現實は示していない。概して、上級將官と下級將校、將軍と少佐、大尉、中尉級との間には理念的對立があり、その中間の大佐、中佐級は兩者のどちらかに屬する[11]。こうした軍隊內部における反目ないし分裂は、從來、ラテン・アメリカでは目新しいことではなかつた。だが、現代では、この理念的對立が社會的對立そのものを反映している點に注目しなくてはならない。

確かに、かつてのそれは舊世代と新世代との對立であり、社會的經驗を充分に積んできた者と血氣盛んな社會的未經驗者とさらにまた、既に相當の地位を得た老人と絕えず昇進の道を狙う若者との對立であつた。しかし、現代のそれは、軍隊の

プロフェショナリズムの進展に伴なつて、優秀な人物を登用するために士官學校への入學資格を中產階級に擴張した結果、將軍クラスは門閥ないし特權階級の出身であるに對して、青年將校の優秀メンバーは大部分が實務家、官吏、都市專門職業群出身、という單なる職場的感情の對立でなくして、階級的イデオロギー的對立なのである。

したがつて、將軍は、地方の土地貴族や教會勢力と結んで、傳統的社會體制の保護者としての軍隊の役割を保持し續けようとするが、新しい都市集團の代表者である中・下級青年將校は傳統的社會體制を根本的に改變し、公共福祉政策を提案するなど、むしろ進んで改革のスポンサーとして民衆革命の先頭に立とうとする。體制の改革は、かれらにとつても絶好の昇進の機會でもある。だが、實際社會から隔離された兵營で特殊の教育を受け、特殊の規律のもとに生活するかれらにとつて、「民主主義」とは「デカダント」なものにしか映らない。

結局、軍隊は嚴正な統卒權の存在にもかかわらず、その實權者は中、下級の中堅的將校團である。かれらは民衆活動を支持して體制刷新に進んで協力する。こうした新しいミリタリズムの究極的目的は統治機構の軍事化と極右的政策であり、また軍部がその財源を依存している國家裝置の擴張と繁榮であると同時に演出者の新しい重要な仕事である。

だが、一九三〇年以後、復活したニュー・ミリタリズムに對して、最近、再び强力なプロフェショナリズムが胎動している徵候を見逃してはならない。と同時に、文民の間に反ミリタリズム運動が起つてきていることも忘れてはならない。

もちろん、軍隊は依然として物理的制裁力を獨占しているがため、プロフェショナリズムを推進する原動力は軍隊內部に發するものでなくてはならない。この動きは、一つには軍部の社會的危機の認識から、いま一つは軍部內において、軍事義務に徹しようとするプロフェショナリストと政治干涉を當然のものと主張するミリタリズム抗爭にみられる。[12] 近年、軍事政權の崩壞が諸國に相續いていることは、軍隊がその間に介在するしないにかかわらず、軍部におけるプロフェショナリズムの優勢を示すものであろう。

さらに、軍事政權自體がプロフェショナリズムの強化に努めるという珍しいケース[13]もある。これは獨裁者にかつて與えた權力を再び剝奪するかも知れぬミリタリズムを恐れての對策でもある。また、近年、國際情勢の緊張に伴なつて、ラテン・アメリカ諸國に頻りに西歐諸國や合衆國の軍事顧問團が訪れて新兵器や新しい戰術、戰略の指導に乘り出してきた。その結果、中堅將校が中心になつて專門技術の習得に熱心な努力が續けられ、もはや軍隊は政治に關心をもつている暇がない、と云われているが、この事實は軍隊のプロフェショナリズムへの傾向を推進するもつとも健全な信賴に足る何よりの證左であると云えよう。

制度的考察の最後に、陸海空三軍の性格について附記しておかねばならない。これまで軍隊と總稱してきたものの、その內容はほとんど陸軍を指す。これは、ラテン・アメリカ諸國における三軍の實際力に見られるのみならず、軍部としての發言權のほとんどが陸軍に握られている實情にあつたがためである。それに、海軍の場合には英國海軍の指導を受けたためか、その貴族的性格のゆえに概して政治的關心を示さなかつたことにもよる。

だが、近年、特に一九五〇年代になつてから軍事技術の近代化に伴なつて海空軍勢力は急激に增加されつつあり、また軍部における發言權もとみに昂まつてきた。また、アルゼンチン[14]をはじめ、ヴェネズェラ、グァテマラ、その他の諸國にも海空軍が主體となつた叛亂ないし革命が起されている。こうした事態は、政治に干涉する新たな「力」の擡頭を意味するものではないが、軍部における對立關係をより複雜化するとともに、軍部の政治的役割に新たな影響を與えるものであろう。

（1）Ciro-Félix Trigo, Constitución de la Nación Argentina, 1959, pp. 89-90.
（2）Ibid., pp. 66-7.
（3）Ibid., p. 90.
（4）Amos J. Peaslee, Constitutions of Nations, Vol. 1, 1956, p. 52.
（5）Ibid., p. 64.

(6) Ibid., p. 223.
(7) Ibid., pp. 246–7.
(8) Maurice Duverger, Les Régimes Politiques, 1951, pp. 96–7.
(9) Javier Pérez, El Ejército en la Constitución y en la Politica, 1952, pp. 16–7.
(10) Constitución de la Nación Argentina, Art. 18, op. cit., p. 65.
(11) Edwin Lieuwen, op. cit., p. 126.
(12) Ibid., p. 152.
(13) アルゼンチンのペロンやヴェネズエラのペレス・ヒメネスはこの典型として擧げられる。
(14) アルゼンチンの海軍將校は土地貴族や比較的上流階級の出身であり、ペロンの失脚を決定的にしたのはこの海軍と空軍との提携による。Arthur P. Whitaker, Argentine Upheaval, 1956, pp. 28–33.

四　機能的考察

前章においては、軍隊が明確な規制の下におかれながらも超軍事的活動を容易ならしめた諸制度を考察し、また、軍部内の制度的諸關連について檢討した。ここでは、こうした制度的側面と裏腹な關係にある軍隊の機能的側面について、特に第二次世界大戰以降の政治的變革過程において軍隊がじつさいにどのような役割を果してきたかを考察してみる。

一九三〇年代の大恐慌を境として、ミリタリズムが復活しはじめたことは前に記したが、第二次大戰の直前、ラテン・アメリカ二十ヵ國中、チリー、コロンビア、コスタ・リカ、ウルグァイ、メキシコの五ヵ國を除く大半の諸國が右翼權威主義的定型に復歸していた。

「ラテン・アメリカの政治に對する大戰のかけ値なしの効果は、この半球の安全が脅やかされるかぎり、傳統主義政權を政權の座に凍結させたことであつた。」[1] また、戰爭遂行のための協力を求めた合衆國が、これら政權に軍事的經濟的援助を與

え續けたことも、保守的政權の安定を助けたにちがいない。しかし、戰時における活況と繁榮は、堅く基礎づけられたものではなかつた。戰時中、急激に工業施設が擴張され、勞働人口が增加した反面、諸國政府は勞働賃銀を封鎖し、ストライキを禁止したばかりか、勞働運動をも非合法化し、これに彈壓を加えた。[2] 中產—勞働者階級に課せられた外壓は社會的緊張を增し、その反應としての民衆の反撥による政治的社會的變革を必然ならしめた。

權威主義的獨裁制に對する最初の「下からの突き上げ」は、一九四三年にアルゼンチンに起つている。ファン・ペロン大佐を中心とした青年將校らは產業ブルジョワジーから勞働勢力、さらに急進的な勞働總同盟（Confederación General de Trabajos）まで廣範圍にわたる勤勞大衆の要望に應えるべく軍事革命を起した。[3] 政權の獲得に成功したペロンは急進社會主義的なペロニスモ運動を起し、產業資本の「上からの育成强化」を主眼として社會の大改造に乘り出した。この反響は、同年後半に、ボリヴィアの急進的青年將校によるクーデターに現われ、さらに續々と中央アメリカ、カリブ海域諸國に影響を與えている。一九四四年にはエクアドル、グァテマラ、キューバ、一九四五年にはブラジルのヴァルガスが軍部の突き上げと民衆の壓力のために退陣を餘儀なくされたのをはじめ、ヴェネズェラ、ペルーでは革新勢力が政權を握つた。さらに、一九四八年にはエル・サルヴァドル、コスタ・リカがこれに倣い、パナマ（一九五二年）、コロンビア（一九五三年）と續いている。[4] コロンビアではラウレアーノ・ゴメス將軍の極右政權が軍隊によつて放逐されたが、ラテン・アメリカの民衆革命方式による左旋回はこれで一時期を括つた。

一九五三年までに革命と改革の時代は既に新たな反革命の時代と重なつていた。政治的潮流は一九四七年には早くも右旋回を開始していた。最初の徵候は一九四八年、ヴェネズェラとペルーに右翼の軍事政權が確立された。同年のエル・サルヴァドルに生れた革命政權は短命であつたが、これとハイチ（一九五〇年）、キューバ（一九五二年）の革命は社會的な反革命といつたほどのものではないにせよ、再びミリタリズムの復活を感じさせるものがある。一九五五年にはパナマのホセ・アン

トニオ・レモン大佐が暗殺され、アルゼンチンに一時代を誇つたペロン大統領の追放が、さらにコロンビアの實力者、ギュスタヴォ・ロハス・ピニーリャ將軍が地位を追われるなど、いずれも傳統的支配集團を背景とした軍事クーデターによつて政權が奪われている。

大戰中の權威主義的抑壓に對する反抗として、一度は大きく左傾したラテン・アメリカが再び右へ搖り戻された。そして、今日では、一九五九年に宿敵バチスタ政權を倒して共產主義政權を樹立して以來、國際的に波紋を投げかけているカストロ政權と、これはキューバとは對照的に傳統體制を一九三〇年以來、堅持し續けているトルヒーリョ將軍とが左右の兩極を占めているのを除けば、ラテン・アメリカ諸國は概して政局もかなり安定し、小康狀態を保つていると云えよう。

さて、以上の多くの事例が示すように、ラテン・アメリカにおけるこれまでの政權の交替は、ほとんどが革命によるものであつた。そして、この革命には、それが革新的な性格をもとうと反動的なものであるを問わず、必らず軍隊が指導的役割を割り當てられている。

だが、ここで軍隊の演じた役割を冷靜に考察してみよう。軍隊は、一般的に、政權擔當者が傳統的支配勢力の支える專制的獨裁者であろうと勞働組織に基盤をもつ革新勢力の代表者であろうと、極端に走る傾向を阻止してきた。軍部が干涉したのは、「軍隊自體であろうと、あるいは軍の支持を得ている民間諸集團であろうと、新指導者が餘りに組織勞働者の關心を買い、あるいは現存する社會的斷層を擴げるべく策を講じたり、あるいは、また、無責任な、非民主的な、ある場合には全體主義的な統治手段に極度に憤慨しきつた場合」[5]であつた。軍部は、そのためには、僅か數年前に軍部自體が樹立した政權でさえ必要な時には革命手段に訴えてこれを倒すことをも辭さない。軍隊の政治干涉が純粹に愛國心の發露であり、極端な政治を抑制しようとする動機に動かされる場合も多い。ブラジル陸軍の安定的役割について、アラン・マンチェスターはこう記している。

「ブラジルが、その基本的政治機構を捨てることなくして工業化への信じられぬほど急速な轉回をなしえたのは軍隊に負うところ少なからぬものがある。將軍スタッフの指導下に、軍は中央から餘りに離れて搖れ動く政治の搖錘を止めた安定勢力であつた。軍は、獨裁政權の必要が終つたとき、獨裁政權を終らしめ、文民指導者が眞のデモクラシーへの基盤を置く間、局外中立を守つた。軍は、政治指導が極度に逆方向に搖れた時、再び踏み出した。軍は一九三〇年に決定的影響力を與えるべく立ち上つてから、保守的であるが安定的な役割を演じてきた。(6)」

さらに、最近の徵候は、軍部が武裝鋒起に立ち上る衝動が純粹に軍部内に發するものでないことを示している。右傾的な軍部が革新勢力の革命を指導したことはしばしば起つているし、また軍隊の非政治色が濃厚な諸國においても、民衆からの突き上げによつて軍隊が實力行使をする傾向の發現によつて明らかである。また、最近の現象は、軍部が革命の企畫から、演出、脚色までのすべての役割を擔當することは殆んどなく、むしろ極めて稀なことを示している。こうした徵候からして、政局が混亂した場合、軍隊はむしろ最後まで冷靜な觀察者であり、最終的調停者であると云つて差し支えなかろう。

政局の最終的調停者としての軍部の役割にもかかわらず、近年の複雜化した社會的狀況の中で軍部の政治的影響力が增加したのか、減少したのかを推測することは難かしい。ただし、政治に參加している將校數が減少していることは確實である。しかし、何としても、政治活動をする將校團の社會的、經濟的方針が舊體制の傳統的支配集團から離れて、新しい市民的中產階級の方針に從うようになつたことは疑うべくもない。(7)

こうした將校團の新しい立場は、主に三つの基礎條件に立脚していると考えられる。

(1) 軍隊の諸部門が高度に專門化された結果として、軍部内にプロフェショナリズムに向う强い傾向がみられること。

(2) 一般市民中產階級の政治的社會的地位はますます改善されてきており、將校團にとつては、昔の貴族的カスト的支配集團であつた斜陽族エリートと結束するよりも、將來性のある中產階級との社會的接觸を保つことの方に期待しうる點

が多いこと。また、かれら自身、中產階級と同一視する傾向が强まつていること。

(3) 國內產業を育成し、工業化の促進を强調する中產階級の經濟政策は、軍部の主張とまつたく合致していること。

以上の機能的考察に制度的考察を加味しての歸結として云えることは、軍隊は、今日の複雜化した政治的、社會的、經濟的狀況下のラテン・アメリカにおいては、もはや、國家を運營するに必要かつ充分な資格を備えていない、ということである。社會から孤絕され、「特殊な訓練を受け、特殊な觀念に立脚し、特殊な法の下に、特殊な榮譽を誇りとする」軍部將官は、特殊な意味でのステーツマンではあつても、國家の統治問題全般にわたる充分な理解力に缺けるものであることは明白である。

この點に關して、エデュアルド・サントスの軍職者に對する次の批判は餘りに冷嚴に過ぎるであろうか。

「軍職者の統治技術に關する素養はきわめて乏しい。この素養とは、すべての人間の權利を理解し、從わせ、尊重するに充分な手段を掌ること。いかなる意見にも表現の自由を與えること、法を遵守し、法を個人的專斷に任せぬこと、誤りを正すに勇氣あること、助言を求め、それに耳を藉すこと、忍耐力をもつこと、自らの力が國民の意志に負うものであることを理解すること、……。ヒューマニズムの潤いのない、部下の盲目的服從、命令を告げる乾ききつた罵聲、狹い職業的視野などにすつかり馴れてしまつた軍職者にとつて、こうしたことをすべて理解し、受け容れることは難かしい。」(8)

(1) Edwin Lieuwen, op. cit., p. 62.
(2) Robert J. Alexander, Communism in Latin America, 1957, pp. 15-6.
(3) A. P. Whitaker, op. cit., pp. 42-6.
(4) Alfred Barnaby Thomas, op. cit., pp. 379-400.
(5) Edwin Lieuwen, op. cit., 65-6.
(6) Alan Manchester, Brazil in Transition, South Atlantic Quarterly, April 1955, p. 175.

（7）Jhon J. Johnson, Political Change in Latin America, 1958, pp. 13-4.
（8）Eduard Santos, Latin America Realities, Foreign Affairs, Jan. 1956, p. 256.

五　結　語

「もし、ラテン・アメリカ諸國の軍隊が國家の文民權威筋に從屬するものとして、當然受くべき制約のうちに基礎固めをし、また、さらに重要なことだが、軍隊自體ならびに一般民衆がそのことを理解していたならば、これら諸國は民主主義の發展に長足の進歩を成し遂げていたであろう。」(1)

じつさい、これまで考察した事柄を反趨するならば、誰しもこうした感慨に捉われるにちがいない。政治構造の安定性に乏しく、經濟的に從屬性をもつ半封建的後進諸國の宿命であるとは云え、諸國獨立の理想や憲法に盛られた理念を實現するには餘りにもかけ離れた情勢に展開し、しかも餘りにも長きにわたつて低迷し續けたものである。

このような事態が何故に惹起したか。歴史的、制度的、機能的考察の綜合的歸結として、ラテン・アメリカにおける軍隊が、これまでにどのような統制を受けてきたかを明らかにする責任がある。

ラテン・アメリカでは諸國の獨立と同時に、軍隊は早くも近代國家の軍事力の獨占を開始し、「職業的保守主義」を身につけた。だが、當初は私兵・傭兵團としての軍閥ないしカウディーリョが跳梁跋扈し、いわゆる軍部が成立するまで、かなりの長期間を要した。その後、數多の革命經驗が重なるにつれて軍事官僚が固定化するにおよんで、いちはやく身分制社會内部で社會縱斷的構成をとつていたことから、軍部は支配階級に對する新たなエリートの補給源となり、相對的な進歩性を帶びる。こうした軍部自體による軍事力の第一次的統制に對し、ラテン・アメリカでは、非軍人による軍の統制、すなわち軍事力の第二次的統制とされるシヴィリアン・コントロールをなすべき集團は餘りにも弱體であつた。

ヨーロッパ諸國では、通常、市民革命による成果を防衛するという軍の基本的役割を遂行するかぎりでは第二次的統制を必要としない場合があつた。だが、市民層が革命の成果を完全に手中に收めるや、第二次の統制が始まり、軍隊の非政治化が行われる。軍は、そこで、失なわれようとする内部規律を維持するために、軍規の强制と規律維持のための内的衝動を驅りたてる諸手段を併用して軍事力の第三次的統制が行われる。こうして、盲目的服從に徹した軍隊が再び脅威を增大させることになる。そこで、非軍人が軍を確實に統制下におき、軍事獨裁を防ぐために、さらに軍事力の第二次的統制が本格的に重視されるようになる。(2)

ラテン・アメリカでも、こうした第二次的統制をなすべき文民支配者ならびに市民層の力は微弱ではあつたが、最近の實質的な社會革命の結果として、あるいは、軍自體のプロフェショナリズムへの轉移の成果として非政治化され、文民統制下におかれた軍隊をもつ國が增加している。メキシコ、ボリヴィアは社會革命により、ウルグァイとコスタ・リカは平和的展開のうちに本格的な第二次的統制下にある。また、チリーとコロンビアもこれに倣いつつあると云えよう。

全體的にみて、二十世紀初頭における軍部の政治的後退の時期は第二次的統制の過程にあつたと考えられる。一九三〇年代からミリタリズムが復活しはじめたのは、シヴィリアン・コントロールの基盤が弱體であつただけに、軍事力の第三次的統制が露骨な形で現われたものと解釋できよう。だが、これもいまだ完全な形態下にはなくとも、本格的文民統制下に軍部が移行しつつある國として、グァテマラ、ヴェネズェラ、ペルー、エクアドル、アルゼンチン、ブラジルなどを擧げることができる。ドミニカ共和國、ニカラグァ、パラグァイ、キューバ、エル・サルヴァドル、ハイチ、ホンデュラス、パナマなど殘る八ヵ國はいずれも軍事支配下に置かれており、ここ當分、この體制が崩れる氣配はない。特にキューバとドミニカ共和國とはラテン・アメリカにおける左右翼の兩極を代表しており、强力な軍事獨裁體制が布かれている。こうした諸國に政權の異動があるとすれば、それは必らず暴力革命の樣相を呈するだろうし、獨裁制がとられるかどうかは別としても軍事政

權の出現は必至である。

全般的な結論に入る前に、いま一度、序説に引用したエドマンド・バークの言葉を思い出したい。じつさい、權力と服從に關する秩序ある傳統がいまだ確立されていない――あるいはそれが破壞されてしまつた――國では、軍隊は政治における最終的な、場合によれば唯一の裁決者であつた。ただし、社會が二つの問題、すなわち、政府に對する軍隊の服從、ならびに政府の法的規制と國民意志による抑制、こうした問題を解決しているかぎり、その社會は秩序あり平和であるだろう。

軍部ならびにその指導下にある軍隊が、政治上の獨立した、かつ決定的な要素として行動することを、どうしたら抑制できるか。ラテン・アメリカ諸國のあるものは、これがために高價な犧牲を拂つてきたし、なお支拂いつつある。だが、こうして、徐々に、憲法に規定された義務に忠實な軍に改變されつつあることは事實である。

しかし、問題はなお解消するものではない。それは問題の性質自體が變つているからである。爭いが政權の爭奪から遠く隔つたとしても、優先權の問題が差し迫つてくるに違いない。どれほどの軍事豫算が認められるべきか。そして、一旦それが認められるや、陸海空三軍間に展開されてきた對立抗爭の中に、どのように分割されねばならないか……と。

（1）R. H. Fitzgibbon, How Democratic is Latin America? Inter-American Economic Affairs, ix (No. 41956), p. 69.

（2）Guy Chapman, The French Army and Politics, Soldiers and Government, 1959, pp. 53-6.

ラテン・アメリカ諸國の軍事勢力

國名	陸軍 兵力（單位千）	海軍 戰艦	巡洋艦	空母	驅逐艦	潛水艦	兵力（千）	空軍 機數	兵力（千）	國家豫算に占める軍備費の割合 年	（%）	（億ドル）
アルゼンチン	105	—	5	—	11	—	27	100	?	1957	26	2.9
ボリヴィア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1958	24	1.9
ブラジル	200	—	2	1	9	—	25	800	?	1958	17	2.0
チリー	26	1	2	—	6	3	15	200	7	1957	19	0.8
コロンビア	15	—	—	—	4	—	6	?	?	?	?	?
コスタ・リカ	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	?	?	?
キューバ	(13)	—	—	—	—	—	(5)	?	(0.24)	?	?	?
ドミニカ共和國	12	—	—	—	2	—	2	2000	(2.4)	?	?	?
エクアドル	8	—	—	—	—	—	?	40	?	?	?	?
エル・サルヴァドル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	?	?	?
グァテマラ	8	—	—	—	—	—	?	?	?	?	?	?
ハイチ	4	—	—	—	—	—	0.3	18	0.15	?	?	?
ホンデュラス	(2.5)	—	—	—	—	—	—	—	—	?	?	?
メキシコ	30	—	—	—	?	—	?	200	?	1957	10.4	0.6
ニカラグァ	(3.2)	—	—	—	—	—	—	—	—	?	?	?
パナマ	(3.4)	—	—	—	—	—	—	—	—	?	?	?
パラグァイ	(5.8)	—	—	—	—	—	—	—	—	?	?	?
ペルー	32	—	—	—	—	6	?	?	?	1957	16.9	0.4
ウルグァイ	30	—	—	—	—	—	1.5	200	?	?	?	?
ヴェネズェラ	10	—	—	—	9	—	?	?	?	1957	8.8	0.7

註 Almanaque Universal, Madrid, Editorial Dossat, S. A., 1960, I, p. 225.
—は不明もしくは無し。
（ ）内の數字は Statesman's Year Book, 1956. より引用した。